様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　２０２５年　８月　７日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　かぶしきがいしゃえねこむ  一般事業主の氏名又は名称　株式会社エネコム  （ふりがな）　おかべ　けいじ  （法人の場合）代表者の氏名　岡部　恵二  住所　〒730-0051  広島県広島市中区大手町二丁目11番10号  法人番号　2240001006697  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 新たな経営ビジョン「ｆｒｏｍ Ｅｎｅｃｏｍ」の策定について 2. エネコムビジョン2035 3. 社内ＤＸ推進戦略について | | 公表日 | 1. 2025年1月30日 2. 2025年4月1日 3. 2025年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 公表方法：当社ホームページに掲載   公表場所：<https://www.enecom.co.jp/information/2082/>   1. 公表方法：当社ホームページに掲載   公表場所：<https://www.enecom.co.jp/about/vision/>   1. 公表方法：当社ホームページに掲載 公表場所：https://www.enecom.co.jp/assets/img/dx.pdf 記載箇所：社内ＤＸ推進戦略について（Ｐ２） | | 記載内容抜粋 | 1. 新たな経営ビジョン「ｆｒｏｍ Ｅｎｅｃｏｍ」の策定について   新しい経営ビジョン「ｆｒｏｍ Ｅｎｅｃｏｍ」には、“未来に向かって、エネコムから新たなことをはじめる”という想いを込めました。  2035 年度までに当社が目指す姿は、３つのコアビジョンとその実現に向けたアクション、達成度合いを評価する指標で表しています。この取り組みを通じて、当社に関わるすべての方たちから選ばれ続ける企業を目指します。   1. エネコムビジョン2035   エネコムが目指す姿  **【３ＣＯＲＥ ＶＩＳＩＯＮＳ】**  **・「あなたの理想」を実現する人財が集う**  **「あなた」の視点で、挑戦と探求を続ける**  「あなた」にとっての新たな価値、 より高い価値の創造に取り組み続ける。  **社員が価値創造の主役となる**  社員一人ひとりが高い専門性を活かし、 価値を創造する。  **すべての社員が活躍する場を創出する**  多様な人財が能力を最大限に発揮できる場を 創出する。  **・サステナビリティへ取り組む**  **ＧＸ社会に向けＤＸに取り組む**  ＧＸ社会に適応しながら、ＤＸに取り組み、ビジネス・産業構造・ライフスタイルの変革を推進する。  **サステナブル企業として価値創造する**  社会の課題に応えるため、研究開発・新規事業に 取り組み、新たな価値を生み出し続ける。  **ウェルビーイングを実現する**  社員一人ひとりが、「幸せだ」と感じる環境を 創出する。  **・地域と共に成長し地域を支える**  **地域の社会基盤を情報通信で支える**  情報通信事業を通じて、地域の発展に寄与する。  **地域の次世代人財の育成を支える**  地域の協創パートナーとして、次世代人財の育成に 携わり、地域と共に成長する。  **「地域の大切」を支える**  地域の企業として、文化・スポーツなど 「地域の大切」を応援する。  **【「エネコムが目指す姿」の実現に向けたアクション】**  エネコム社員が価値創造の主役となり、今までの価値に「+ 探求」、さらに、新たなる領域に「+ 挑戦」、それが「+Action」である。  社員の+Action によって、地域の価値創造をリードし、皆さまから愛され、必要とされ、選ばれる存在であり続ける。   1. 社内ＤＸ推進戦略について 2. 社内ＤＸ推進戦略の考え方   【経営ビジョン（エネコムビジョン2035）と、社内ＤＸ推進活動の整合性】  経営ビジョンの目指す姿は、「人財（社員）が集う」、「サステナビリティへ取り組む」、「地域と共に成長」の“３ CoreVisions”を実現することで、“当社に関わるすべての人たちから選ばれ続ける企業”を目指していきます。  3 Core Visions 「あなたの理想」を実現する人財が集う  →社員の高い能力・技術・経験を持ち寄り協創することで、データとデジタル技術を活用し、お客さまニーズの的確な把握、新製品・サービスの提供、既存製品・サービスの高付加価値を継続的に提供します。  3 Core Visions サステナビリティへ取り組む  →社員がいきいきと誇りをもって働き、ＤＸ人財の教育・育成を通じ能力を高め、ＤＸ推進活動の取り組みを通じて、社会やお客さまの変革を支援します。  3 Core Visions 地域と共に成長し地域を支える  →データとデジタル技術を活用し、お客さまニーズの的確な把握、新製品・サービスの提供、既存製品・サービスの高付加価値を継続的に提供し、お客さまの発展を支援することにより、地域の市場成長と活性化にも寄与します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①、② 2024年9月27日開催の取締役会の承認を経て公表   1. 2025年2月12日開催の経営会議の承認を経て公表   ※当社は、組織規程　第８条にて、「経営会議の設置」を明記しており、経営会議においても、意思決定機関として重要事項の決議を実施している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 社内ＤＸ推進戦略について | | 公表日 | 2025年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載 公表場所：https://www.enecom.co.jp/assets/img/dx.pdf 記載箇所：社内ＤＸ推進戦略について（Ｐ１～７） | | 記載内容抜粋 | 社内ＤＸ推進戦略について  **【骨子】**  私たちエネコムは、2021年8月より全社を挙げてＤＸ推進に取り組んで参りました。私たちはＤＸの土台を築くために試行錯誤を重ねてきましたが、その取り組みは着実に進展しています。2025年1月には、当社の新たな経営ビジョン「エネコムビジョン 2035」を策定し、2035年度に当社がどのような企業になるべきかを示しました。また、この度「エネコムが目指す姿」の実現に向けて、社内外のＤＸを一体となって取り組む組織「ＤＸ事業推進本部」を新設し、体制を明確化しました。  **【社内ＤＸ推進戦略の考え方】**  　2025年度からの新たな経営ビジョン（エネコムビジョン2035）と社内ＤＸ推進活動の整合性を整理し、社内ＤＸ推進活動の位置づけの明確化を行いました。  　経営ビジョン“エネコムビジョン2035”の目指す姿である“当社に関わるすべての人たちから選ばれ続ける企業”の実現に向けた、個別戦略として、“社内ＤＸ推進活動”に取組みます。  **【社内ＤＸ推進戦略】**  　2025年度以降、新経営ビジョンの策定、組織改正による“ＤＸ事業推進本部”の設置により、ＤＸ推進活動を経営戦略の重要な実行手段として位置付け、全社一丸となって取り組んで行きます。 策定に当たり、経済産業省のＤＸ推進指針（デジタルガバナンス・コード3.0、デジタルスキル標準等）に準拠しました。  **＜目的＞**  “エネコムビジョン2035”の目指す姿である“当社に関わるすべての人たちから選ばれ続ける企業”の実現。  **＜目指すべき方向性＞**  “社員が主役となり、データとデジタル技術を活用し、情報通信の新たな価値を継続的に提供できる企業へ”  **＜取組みテーマの分類＞**  デジタルスキル標準（経済産業省）の取組みテーマ分類をもとに、以下の３つのテーマに取組みます。  ・新規事業開発   * 市場ニーズの調査を行い、当社の強みを生かした、新たな事業を創出し、新ビジネス・サービスを市場へ提供する取組み。   ・既存事業・社内業務の高度化  ✓データとデジタル技術を活用し、既存製品・サービスの高付加価値向上の取組み。  ✓データとデジタル技術を活用し、現状の業務プロセスを抜本的に見直し、業務の高度化を図る取組み。  ※社内情報システムの見直しや再開発、新規開発を含む。  ・社内業務の効率化   * 社員の斬新で柔軟な発想によるデジタル技術の新たな業務活用、身近な困りごとの解決、業務省力化を図る取組み。   ※コミュニティ活用、デジタルツールの活用、ノーコードツールを活動した業務アプリ化、RPAを活用した業務自動化等。  **＜社内ＤＸ推進全体構成＞**  社内ＤＸ推進活動は、取組みテーマ（社内業務の効率化、既存事業・社内業務の高度化、新規事業開発）と人 財、ＤＸ推進の土台（方針、プロセス、基盤）に取組みます。  **＜会議体＞**  社内ＤＸ推進活動に関する実施状況の報告・協議は、公式な会議体（本部長連絡会、経営会議等）で行います。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年2月12日開催の経営会議の承認を経て公表  ※当社は、組織規程　第８条にて、「経営会議の設置」を明記しており、経営会議においても、意思決定機関として重要事項の決議を実施している。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載 公表場所：https://www.enecom.co.jp/assets/img/dx.pdf 記載箇所：社内ＤＸ推進戦略について   1. 組織づくり（Ｐ９～１２） 2. デジタル人材の育成・確保（Ｐ１３～１６） | | 記載内容抜粋 | 1. 組織づくり   ＤＸ推進に求められる能力（人財と役割）を元に、社内ＤＸ推進体制を構築し、全社大で取組みます。  ・社長をＤＸ推進トップリーダーとして位置づけ、本部毎にＤＸ推進責任者を配置。  ・実際にＤＸ推進活動を行うＤＸ推進コアメンバー（ＤＸ推進管理者、ＤＸ推進リーダー、ＤＸ推進デザイナー、ＤＸ導入担当者）を配置。  ・全社大のＤＸ推進を司る社内ＤＸ推進事務局をＤＸ推進トップリーダーの直下に設置。  ・本部のＤＸ推進を司る本部ＤＸ推進事務局設置をＤＸ推進責任者の直下に設置し、本部の実情に即したＤＸ活動を推進する。   1. デジタル人材の育成・確保   ＤＸ推進に求められる能力と目指す姿を定め、ＤＸ人財を育成します。  ・ＤＸ推進に求められる能力   * ＤＸを実現するためには、経営層を含めた社員一人ひとりが、ＤＸに対する理解と関心を持ち、自分自身の課題として捉えることが重要である。また、データとデジタル技術を活用した変革の必要性を認識したうえで、ＤＸを推進するための専門性を持った人財の育成を行い、必要なスキルを身につけることが求められます。   ・ＤＸ人財の目指す姿   * 当社のＤＸ人財の目指す姿を以下のとおり定める。   また、ＤＸ推進に必要なＤＸ人財を定め、求められるスキルの習得を行います。  ・目指す姿  全社員：ＤＸにかかわる基本的な知識を習得し、デジタルマインドを醸成している  経営層：ＤＸの必要性を理解し、ＤＸ推進を強力にけん引するとともに、関連本部と協業体制を構築する  各部署：デジタル技術とデータを活用した業務変革、既存製品・サービスの変革、新製品・サービスの提供を企画し、社内の専門部署や外部の専門家の協力を得ながら自らＤＸを推進できる  情報関連専門部署：ＤＸに関する専門的な知識を有し、各本部のＤＸ推進を支援できる  ・ＤＸ人財  　ＤＸ推進トップリーダー  　ＤＸ推進責任者  　ＤＸ推進リーダー  ＤＸ推進デザイナー  ＤＸ導入担当者  デジタルアドバーザー  ・実践重視の教育   * ＤＸ人財の“目指す姿”を目標に、“学ぶ、考える、やってみる”を繰り返し、必要な能力を習得します。   ・教育環境の整備   * ＤＸ人財に必要なスキルを、経済産業省のデジタルスキル標準を元に、スキル体系をＤＸリテラシー、基礎スキル（ビジネス変革、テクニカル、パーソナル）、専門スキルに分類し、４つの教育環境を整備します。   なお、専門教育については、必要により各部で教育を実施します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載 公表場所：https://www.enecom.co.jp/assets/img/dx.pdf 記載箇所：社内ＤＸ推進戦略について 　　　　　社内ＤＸ推進全体構成（Ｐ６） 　　　　　ロードマップ（Ｐ８） | | 記載内容抜粋 | ・ＤＸ推進の土台 ＤＸ基盤整備 　デジタルツール基盤，データ分析基盤、次期IT共通基盤，次期ITシステム基盤の整備等  ＜補足＞  公表されていないが、具体的な取組み内容については、「社内ＤＸ推進活動方針」にて明確化している。  　・次期IT共通基盤の環境構築を実施する。 　　（詳細設計～構築、試行）  ・次期IT共通基盤の整備にあたり、社内ＤＸ推進事務局とデジタルアドバイザー、 関連部署との協業により、ＤＸ共通基盤の整備を行う。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 社内ＤＸ推進戦略について | | 公表日 | 2025年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載 公表場所：https://www.enecom.co.jp/assets/img/dx.pdf 記載箇所：社内ＤＸ推進戦略について 　　　　　KPI（重要な成果指標）（Ｐ１７） 　　　　　ロードマップ（Ｐ７） | | 記載内容抜粋 | ①　企業価値創造に係る指標  成果指標項目は、総合評価項目“ＤＸ成熟度レベル”と個別取組み項目※1とします。また、事業部門毎の中期経営 計画にＤＸ推進活動に関する取組み内容を盛り込みます。  ※１:社内ＤＸ推進活動方針で取組み項目を明確化し、具体的なKPIを定めます。  ②　ＤＸ戦略実施により生じた効果を評価する指標  ＜補足＞ 公表されていないが、具体的な成果指標については、「社内ＤＸ推進活動方針」にて明確化している。  　2024年度は、本部の実情に沿ったＤＸ推進活動にシフトし、事務局は、活動の伴走支援を強化およびＤＸ共通基盤整備に注力した。また、社内ＤＸ推進戦略を策定し、2025年3月に全社公開した。 　2025 年度の具体的な取組み項目を以下の５つのカテゴリーに分類し、ＤＸ推進活動の定着化に向け取組む。 　①ＤＸ推進活動の活性化 　②ＤＸ推進活動支援の強化 　③ＤＸ共通基盤の整備 　④ＤＸ人財教育、外部能力の活用 　⑤ＤＸ推進活動の見える化  ③　ＤＸ戦略に定められた計画の進捗を評価する指標  　2025年度以降、新経営ビジョンと連動した社内ＤＸ推進戦略に基づき活動し、2027年度に定着化を目指します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 1. 企業情報（社長メッセージ） 2025年4月1日 2. 社内ＤＸ推進戦略について（はじめに） 2025年4月1日 | | 発信方法 | 1. 企業情報（社長メッセージ） 公表方法：当社ホームページに掲載 公表場所：<https://www.enecom.co.jp/about/message/> 2. 社内ＤＸ推進戦略について（はじめに） 公表方法：当社ホームページに掲載 公表場所：https://www.enecom.co.jp/assets/img/dx.pdf 記載箇所：社内ＤＸ推進戦略について 　　　　　はじめに：Ｐ１ | | 発信内容 | 1. 企業情報（社長メッセージ）   　皆さまには、日頃から当社事業にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。これまで当社は、中国地方を中心とした幅広いお客さまに、安定かつ信頼性の高いICTサービスを提供してまいりました。  　現在、労働人口減少やデジタルデバイドといった社会課題の深刻化、生成AIやAPN（オールフォトニクス・ネットワーク）など新技術の進展、さらにはGX（グリーントランスフォーメーション）への取り組みにより、私たちの社会は日々変化をしています。  　このような環境の中で当社は、経営ビジョン「ｆｒｏｍ Ｅｎｅｃｏｍ」を掲げ、社員一人ひとりがこれまでの価値をさらに「＋探求」し、新たな領域にも「＋挑戦」する「＋Action（プラスアクション）」の行動を続けていきます。  　今後も当社は、中国地方を支えるインフラ事業者としての役割を果たすとともに、新しい価値の創造に取り組み、お客さまから選択され続ける企業であることを目指していきます。  　引き続き、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。   1. 社内ＤＸ推進戦略について（はじめに）   「社内ＤＸ推進戦略について」のトップメッセージにおいて、当社代表取締役社長より、以下の内容で発信。  エネコムは、2021年8月より全社を挙げてＤＸ推進に取り組んでおり、2025年1月には、当社の新たな経営ビジョン「エネコムビジョン 2035」を策定し、2035年度に当社がどのような企業になるべきかを示しました。  「エネコムが目指す姿」の実現に向けて、社内外のＤＸを一体となって取り組む組織「ＤＸ事業推進本部」を新設し、社内のＤＸ推進を、経営ビジョン「エネコムビジョン 2035」の実現に向けた個別戦略として位置付け、社員が価値創造の主役となり、データとデジタル技術を活用し、情報通信の新たな価値を継続的に提供できる企業を目指して参ります。  社内のＤＸ推進の取り組みは、業務プロセスを最適化し、業務の効率化を高めるだけでなく、お客さまのニーズに柔軟かつ迅速にお応えできる、企業文化・風土の変革につながり、お客さまへ新たな価値、さらにはより高い価値を提供することができると確信しており、お客さまの持続可能な成長の実現を支援できると考えています。  当社は、地域社会との協創と企業の成長を両立させることで、社員がやりがいを感じ、多くの方々から信頼される企業を目指します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２００６年１１月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | IPAの「ＤＸ推進指標」を用いて課題把握を実施し、ＤＸ推進ポータルサイトより、提出済み。  社内規定として「社内情報システム取扱要則」を制定し、規定に準拠し運営している。  ・毎年、社内情報システムの棚卸を行い「社内情報システム一覧表」をまとめ、次年度以降３か年の開発計画を整理し「社内情報システム維持・運用計画表」を作成している。 ・レガシーシステムが確認された場合には、個別に対応策を策定し、計画的な対応を行っている。  ・社内情報システムの開発改良時には、各主管部にて、システム化の目的と機能、体制、スケジュール等を記載した「社内情報システム開発計画書」を作成し、「社内情報システム開発チェックリスト」を用いて、システムの内容および開発計画を審査している。 ・開発規模により、社内の有識者で構成する社内情報システム開発審査会で、会合審査を行い、システム化の目的や機能、影響等を確認し、開発するシステムが部分最適となっていないかなどを審査する。  ・「社内情報システム一覧表」「社内情報システム維持・運用計画表」「社内情報システム開発計画書」等より，社内情報システムの開発状況、問題点等の分析、今後の開発で注意すべき点等を整理した社内情報システム状況報告書を作成し報告する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２００７年１月　～　継続実施中 | | 実施内容 | 中国電力グループ大の情報セキュリティポリシーに基づき、社内規定として、2006年に「情報セキュリティポリシー宣言」、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」を制定し、「技術対策」、「物理対策」、「人的対策」を実施し、運営については、以下の通り実施している。   1. 情報セキュリティに関し、全社的に推進・管理する情報セキュリティ対策委員会を年２回開催し、当社情報セキュリティ活動の維持・改善に努めている。 2. 年度毎に、情報セキュリティ・個人情報保護監査を実施し、課題が確認された場合には是正措置を行い、セキュリティレベルの向上に努めている。 3. 定期的に、社内状況に鑑みた情報セキュリティに関する社内教育や標的型攻撃メール訓練を実施している。 4. 中国電力グループ大にて、情報セキュリティに関する動向、事故発生状況、新たな脅威、技術対策などの情報共有のため、グループ企業ＩＴ推進部会を年２回開催し、中国電力グループ大にて情報セキュリティ活動の維持・改善に努めている。 5. また、広島県警、テレコムサービス協会が主催するサーバーセキュリティ部会等も積極的に参加し、最新動向の把握に努めている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。